

総務社会委員会

# 人事院勧告による 給与改正と条例制定3件を可決

力化の取組みに賛同した企業からの寄付を基金化。  
▽委員長を除く委員全員の賛成により可決

●工事変更請負契約の締結

学校給食センター工事の防水部材変更等による216万円の増額契約。

**問** アスベストの封じ込めは煙突に蓋をするだけか。

**答** 問題はない。煙突を撤去する時に同時に行う。

▽委員長を除く委員全員の賛成により可決

●北アルプス広域連合規約の変更

感染症病床を大町総合病院に無償譲渡したための規約改正。

▽委員長を除く委員全員の賛成により可決

●ふるさと白馬ひとづくり基金条例の制定

企業からの寄付金等を財源に、村に定住する若者に対して奨学金の返還を支援。

**問** 対象者は白馬高校卒業生だけか。

**答** 白馬高校のみ。同校魅

●地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための固定資産税の課税免除に関する条例の制定

未来投資促進法による地域経済牽引事業を行う事業者が新築する建物の固定資産税について新規課税から3年度減免措置を行う。

**問** 村が事業にどのような関与していくのか。

**答** 事業者の商品等も活用しての防災拠点づくり。地場産品の開発、展示などでバックアップする。

▽委員長を除く委員全員の賛成により可決

●学校給食センター条例の制定

新給食センターの運用開始にあたり条例を制定。

▽委員長を除く委員全員の賛成により可決

●議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

●一般職の職員の給与に関する条例の一部改正  
特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正

ともに人事院勧告に基づき12月期末手当を0.05ヶ月分引き上げ、6月・12月期末手当支給率をそろえる条例改正。一般職給与表は若年層のみ千円程度引き上げ。

**問** 3つの条例改正で総額はいくらになるか。

**答** 総額で約250万円。

▽委員長を除く委員全員の賛成により各条例改正はそれぞれ可決

●国民健康保険税条例の一部改正

課税方式を4方式から資産割を廃止した3方式に改め、また税総額を見直し3%の減額改正。

**問** この減額によりいつ頃赤字会計になるのか。また引き上げの予定は。

**答** 1億6千万円基金があるので平成36年頃を想定。赤字率が5%を超えた場合又は基金が1億円を下回った場合は引上げを検討する。

▽委員長を除く委員全員の賛成により可決

●高齢者祝金条例の一部改正する条例

百才以上に毎年支給していたものを百才に達する者に改め、支給額を1万円から3万円に改める。

●一般会計補正予算(第6号)

歳入歳出それぞれ1308万3千円を追加し、歳入歳出予算総額を64億4752万9千円とするもの。

総務課

一般職の給与、特別職の手当の増額及び嘱託職員報酬の引き上げ、また退職者関連等の人件費が主なもので1400万円減。企画費増額でふるさと納税返礼品4698万円など。

**問** ふるさと納税額はどれほどか。

**答** 11月中旬時点で前年比113%、1億879万円。

税務課

職員の退職などに伴い、307万の減額。退職者の対応は。

**問** 12月から1名補充した。

**答** 住民課 塵芥処理事業34万8千円はごみ小規模ステーション1基分。

**問** 収集方式が統一された。ガイドブックも三市村で協力作成しては。

**答** 三市村合わせていく事は大事なこと。住民への周知をしていきたい。



活用の見直しが迫られる、雪に埋もれたヤフー白馬ベース。